

緊急学業支援金貸付事業の概要

事業名	緊急学業支援金貸付事業
事業目的	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、他の貸付制度によっても生計等を維持することができず、学費を支払えず退学が危ぶまれる学生に対して当面の学業資金（令和2年度前期学納金 30万円上限）を貸し付けることにより、学業の継続を図ることを目的とする。
実施方法	富谷市から富谷市社会福祉協議会が貸付を受け、社協より対象者へ貸付け、卒業後償還
事業期間	受付期間予定 令和2年6月22日～令和2年8月31日 受付後順次貸付 ※償還は、原則、卒業後5年以内（在学中の繰上げ償還を含む。）とする。
内 容	<p>貸付対象 貸付は、次の要件を満たす学生本人（未成年者含む）に対して行う。 (1) 学生本人（未成年者含む）もしくはその父又は母が市内在住の方（令和2年4月27日現在、富谷市の住民基本台帳に登録されている方） (2) 県内外の4年生大学、短期大学、大学院、専門学校に在籍していること (3) 大学等による学費の免除を受けられず、他の奨学金等の貸付も直ちに受けられないこと (4) 令和2年度前期学納金の納付が困難な方で、①、②のいずれかを証明する書類、又は③を提出できる方 ①大学等へ延納手続きや申請をしている方 ②大学等へ納付相談をしている方 ③学費納入が困難な状況に関する申立書</p> <p>貸付額 1人当たり30万円を上限とする。 利 息 無利息とし、延滞利息についても定めない。 保 証 人 不要とする。 ※借受人が未成年者である場合は、原則、親権者の同意を求めるが、連帯債務者とはしない。また、親権者の協力が得られない場合にも学生本人のみの申請によって貸付を可とする。</p> <p>貸付方法 市より富谷市社会福祉協議会へ貸付金として原資を提供し、社会福祉協議会から直接申請者個人へ振り込む。 償還方法 原則、大学等の卒業または退学後5年以内に償還するものとし、他に債務がある場合はその返済状況等も考慮しつつ、据置期間を定める。繰上償還（在学中を含む）を可とする。 猶予・免除 対象世帯の自立更生のための猶予・免除を可とする。</p>

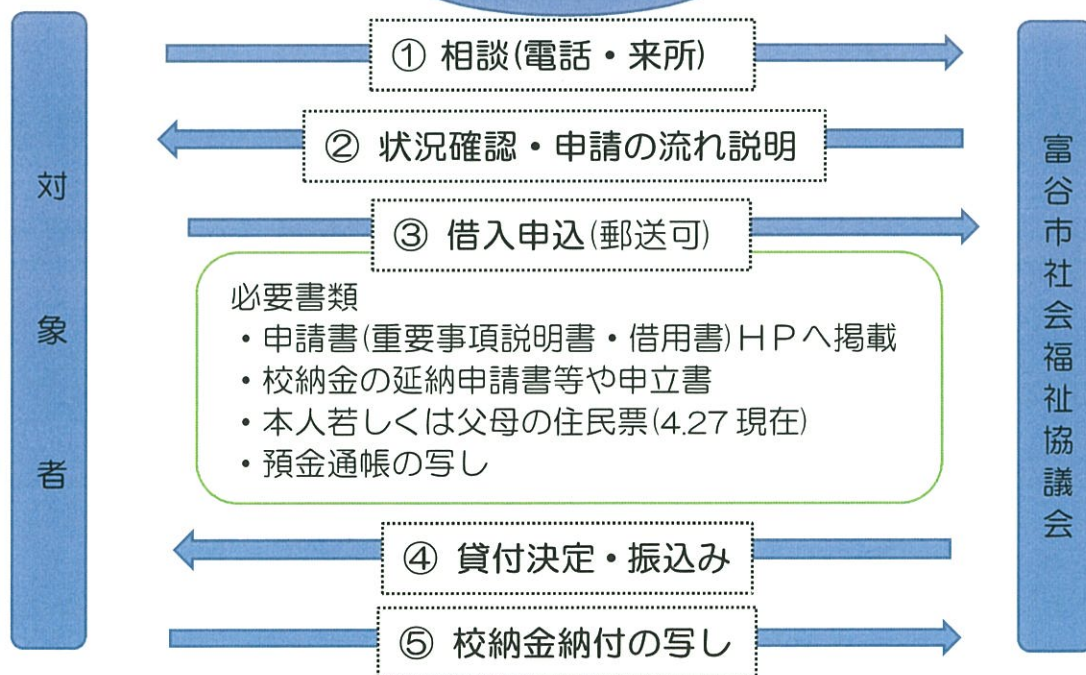
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、
学費納入にお悩みの皆さまへ

富谷市社会福祉協議会緊急学業支援金貸付事業 令和2年度前期校納金分の学費緊急貸付のご案内 (上限30万円)

事業概要

受付期間	令和2年6月22日～8月31日(当日消印有効)
対象者	県内外の4年生大学, 短期大学, 大学院, 専門学校に在籍している前期校納金の支払が困難な方(すでに納付された方は対象外です)
条件	<ul style="list-style-type: none">対象者本人、若しくはその父または母が富谷市の住民基本台帳に登録されていること。(基準日:令和2年4月27日)大学等による学費の免除を受けられず、他の奨学金等の貸付も直ちに受けられないこと。
貸付額	30万円を上限とし、令和2年度前期分の校納金の貸付
利息	無利子
保証人	不要
償還方法	原則、卒業又は中退後5年以内に月賦償還するもの

貸付の流れ



※この事業は、富谷市からの貸付を受けて富谷市社会福祉協議会が実施するものです。

問合せ先: 富谷市社会福祉協議会 (〒981-3311 富谷市富谷西沢 13 番地)
TEL: 022-358-3981 Fax: 022-358-3512
Email: tomiya-shakyo@cap.ocn.ne.jp
URL: <http://www.tomiya-shakyo.or.jp>